四日市市三浜文化会館条例施行規則をここに公布する。

平成28年7月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第58号

四日市市三浜文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市三浜文化会館条例(平成28年四日市市条例第16号。 以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項 を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市三浜文化会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認め たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
 - (1) 毎週火曜日。ただし、次のア又はイに該当する場合においては、それぞれ当該ア又はイに掲げる日を休館日とする。
 - ア 火曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるとき その翌日以降で最初の休日でない日
 - イ 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年四日 市市規則第33号)第3条第1号の規定により、火曜日が四日市市文化会館 の休館日に当たるとき その翌日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用期間)

- 第4条 会館を引き続き使用できる期間は、次のとおりとする。ただし、各施設を併用 する場合は、当該各号に定める日数の多い期間とする。
 - (1) リハーサル室、練習室、会議室、視聴覚室及び陶芸室 3日間
 - (2) 展示室、創作スペース及び多目的ホール 6日間
- 2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、会館を引き続き使用できる期間を延長又は短縮することができる。

(使用許可の申請)

- 第5条 条例第4条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。ただし、市民の文化活動以外の目的に使用する場合は、使用日の属する月の初日前2月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める 期間前においても受け付けるものとする。
 - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後7時までとする。ただ し、休館日は受け付けない。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可は、申請の順序とする。

(許可書の交付)

- 第7条 市長は、第4条第1項の使用許可の申請が適当であり、会館の使用を許可したときは、速やかに四日市市三浜文化会館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 2 会館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、会館使用の際に、前項の許可書を当該係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

- 第8条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式。以下「変更(取消)申請書」という。)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の7日前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市 三浜文化会館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」 という。)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、使用日、使用時間区分又は使用施設のいずれかの変更を許可したときは、 当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

(附属設備の使用料)

- 第9条 条例別表に規定する会館の附属設備の使用料の額は、別表に定める額とする。 (使用料の納付)
- 第10条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、 時間超過使用料及び付属設備使用料については、使用の終了までに納付するものと する。
- 2 使用者は、第8条第2項の規定により、会館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足する場合には、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。
- 3 官公署の使用に係る使用料の納付については、第1項の規定にかかわらず別に納 付期限を定めることができる。

(使用料の還付)

- 第11条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、 次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき 使用料の全額
 - (2) 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除 いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場 合はこれを四捨五入した額とする。)を差し引いた額
- 2 使用者が第8条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既 納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。
- 3 前2項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用料還付申請書(第5号様式)に第1項第1号の場合にあっては、許可書と使用料領収書、第1項第2号の場合にあっては、変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項による申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市三浜文化会館使用料還付決定通知書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第12条 使用者及び会館に入場する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、

次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設、附属設備等を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等に張り紙をし、又は釘類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第13条 使用者は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第14条 使用者等は、施設及び附属設備又は資料を損傷又は滅失したときは、直ち にその理由を付して市長に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第15条 使用者は、条例第12条の規定に基づき、施設等を原状に回復したときは、 速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(販売行為等の禁止)

第16条 何人も市長の許可を受けないで、会館及び会館敷地内において物品を販売 し、又は金品の募集等を行い、若しくは行わせてはならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

附带設備使用料

附帯設備品目	単位	使用料 (単位円)
グランドピアノ	1回1台	2,160
アップライトピアノ	1回1台	540
バレエ用レッスンバー	1回1台	110
移動鏡(姿見)	1回1台	220
ダイナミックマイク・ワイヤレスマイク	1回1本	540
ワイヤレスマイクセット (拡声装置付)	1回1式	1,080
ミキサー (10 c h) スピーカー (2 台 1 組)	1回1式	1,080
指揮台	1回1台	320
譜面台	1回1台	50
イーゼル	1回1台	110
金屏風(1双)	1回1双	1,080
簡易ステージ (演壇)	1回1台	540
演台 (講師用)	1回1台	320
演台 (司会者用)	1回1台	220
プロジェクター (常設型) (常設スクリーン付)	1回1式	1,620
スポットライト	1回1式	1,080
放送設備	1回1式	650
電気炉	1台1時間	430
展示用パネル	1回1式	110
プロジェクター (小) (簡易スクリーン付)	1回1式	1,080
簡易スクリーン	1回1台	220

会議用マイク・アンプセット (マイク1本付)	1回1式	1,080
DVDプレーヤー	1回1台	540
液晶モニター	1回1台	540
CD・カセットプレーヤー	1回1台	220
電気受口の使用(1口1kw)	1 回	110

備考

- 1. 表中1回とは、午前・午後・夜間の使用時間区分をいう。
- 2. グランドピアノの使用料については、本館のグランドピアノの使用料を表示している。

第1号様式(第5条関係)

四日市市三浜文化会館

受付番号	

使 用 許 可 申 請 書

申請日	年	月	日
.1.6H H		/1	\vdash

四日市市	ī長
------	----

申請者	住 所	電	話
	団体名		

四日市市三海文化会館の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

	人に五角の区川町円を支い	7/21 07 67 1000 2 40 7	7 TITH U & 7 o			
使 用 目 的			1			
使用内容			入 場 予定人員			人
			使	用時	間区	分
使 用 日 時	使用年月日(曜日) 使 用 施 設 名	午 前 9 :00 ~12:00	午 後 13:00 ~16:30	夜 間 17:30 ~21:00	全 9:00 ~21:00
及び	年 月 日()				
	年 月 日()				
使 用 施 設	年 月 日()				
	年 月 日()				
	年 月 日()				
使 用 器 具 名 (有 料)						
使用器具名 (無 料)		持込器具名				
区分	文化活動 その	ひ他 ()	商業	芝宣伝・営業	k e
	施 設 使 用	料超過使	用料	合	計	1
施設使用料	P	時 分 ま ⁻	使用			円
附属設備	種類又は品目単	価 数量 回数 金	額	合	計	2
使 用 料		P P	円			円
		総使用料①+	2			円

備考 1 四日市市三浜文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

第2号様式(第7条関係)

四日市	市三浜	文化	会 館	<u>-</u>			受付番	号		
使用	許	可	書	Ė			_		年	月 日
申請者四日市市三浜江	f <u>住 所</u> <u>団体名</u> <u>氏名</u> 文化会館の使用	を次のとおり)、次の		<u>話</u> り許可し	ます。			四日市	市長
使 用 目 的										
使用内容						入予定人	場員			人
						使	 用 『	 寺 「F	間 区	
	使用年月日	(曜日)	使 月	月 施	設 名	午 前 9:00 ~12:00		後 夜 1		全 9:00 ~21:00
使用日時及 て使用施設	年 月	日()								
区 川 旭 畝	年 月 年 月 年 月	日() 日()								
使用器具名 (有 料)	年月	日()								
使 用 器 具 名 (無 料)				持边	込器具名					
区分	文化活動	その他	Г ()		商業宣	 伝・営業	*
	施 設 使	用 料	超	過	使	用 料	合		計	1
施設使用料		円		時	から 分 まで	使用				円
附属設備	種類又は品目	単 価	数量	回数	金	額	合		計	2
使 用 料		円				円				円
				総使用	用料①+(2)				Н

- 備考 1 四日市市三浜文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
 - 2 使用後は、設備等を原状に復し、係員の指示に従ってください。

四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話

四日市市三浜文化会館の使用変更(取消)許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許	年月日	施設使用許可番	第	号
可年月日	1 /1	号	>1 v	· ·
許可を受けた				
施 設				
使 用 日 時				
使 用 目 的				
変更(取消)の				
理由				
変更の内容				

	変	既 納	使用	料	変更	後の	使月	Ħ	差	引	使	用	料
使用 ※ 料の	更			円				円					円
精算	取	既 納	使用	料	徴	収	Ś	金	還		付		金
	消			円				円					円
※受付年	月	年	月	日	%	許可	年	月			年	月	П
日		'						日			,	7 4	, .

施設使用許可書を添付してください。 ※欄は記入しないでください。 備考

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館 使 用 変 更 (取 消) 許 可 書

年 月 日

四日市市長

申請者	住 所
	団体名
	氏名 (代表者)
	八石 (八衣有)

電 話

四日市市三浜文化会館の使用変更(取消)を次のとおり許可します。

施設使用許	年 月 日	施設使用許可番	第	号
可 年 月 日	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	号		·
許可を受けた				
施 設				
使 用 日 時				
使 用 目 的				
変更(取消)の				
理由				
変更の内容				

	変	既納使用料	変更後の使用			差	引	使	用	料
使用 ※料の	更	円			円					円
精算	取	既納使用料	徴	収	金	還		付		金
,	消	H			円					円

第5号様式(第11条関係)

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館 使 用 料 還 付 申 請 書

四日市市長

申請者	住所	
	団体名	
	氏名(代表者)	EJ.
	電話	

四日市市三浜文化会館使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用	年	月	日	施設使用許可番	5号	第	号	
許可年月日								
施設使用変 更(取消)許	年	月	П	施設使用変	用変更第		号	
可年月日	·		·	(取消) 許可番	号			-
許可を受け								
た施設								
使用月日								
使用目的								
還付請求の								
理由								
※既納使用			円	※還付請求額			円	
※受付年月	年	月	П	※決定年月日		年	月	日
日	++	Л	Н	▲ 八	第	;	号	

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
 - 2 施設使用許可書又は変更(取消)許可書と使用料領収書を添付してください。

(市民文化部文化振興課)